

審議した主な議案

平成17年度一般会計予算

平成17年度一般会計予算は、前年度の当初予算額と比べて3%増の343億千600万円が市長から提案され、2月4日の本会議において議長を除く全議員(23名)で構成する予算特別委員会に付託し、2月21、22、23、24、28日の5日間で審査しました。

審査では、昨年と同様に再開発事業の関連予算に質疑が集中し、同委員会では、市長が提案した予算案から武蔵小金井駅南口再開発事業、東小金井駅北口土地区画整理事業関連予算の経費などを削除する2件の予算組替え動議が提出されました。

この2件の予算組替え動議は、それぞれ採決の結果、賛成少数により否決しました。続いて、市長が提案した予算案(原案)について採決を行い、賛成少数(賛成10・反対11・退席1)で否決しました。3月2日の本会議では、委員会と同様の内容を削除する修正案及び予算組替え動議が提出されました。

この修正案及び予算組替え動議は、ともに採決の結果、賛成少数により否決しました。その結果、市長が提案した予算案(原案)の採決を行い、起立採決の結果、可決同数(賛成11・反対11・退席1)となつたため、議長裁決により否決しました。

なお、平成17年度一般会計予算を除く平成16年度の各補正予算(特別会計含む)6件平成17年度の各特別会計予算5件については、原案のとおり可決しました。

納が見込まれる歳入27億553万4千円、昨年度事業化を見送つた小学校3校の耐震補強工事費などを含む歳出57億8千209万6千円を計上しています。なお、暫定予算の執行に際し、歳入不足の部分については、一時借入金等により対応するとの説明がありました。

平成17年度一般会計暫定予算

平成17年度一般会計予算が、3月2日の第1回定例会本会議で否決されたことに伴い、市長は3月4日に第1回臨時時會を招集し、5月までの2か月の暫定予算を提案しました。

本会議では、暫定予算は新年度開始までに予算が成立していない場合に、行政運営の中断を防ぐための、本予算成立までのつなぎ予算として、提案したとの説明があり、原則として5月までに収

賛成討論(要旨)

和田茂雄(公明党)

歳出総額343億円は、市民一人当たり31万3千円余となる。15年度に比べて12%アップ。土木費が80%、民生費が6.7%、教育費が4.6%増となる。一部にまちづくりが無駄遣いと宣伝があるが、全く検討はされず。駅前開発は市民の念願で、税収構造を変えて増収を図り、福祉・教育を充実していけるチャンスだ。都市計画に基づき環境に配慮した小金井の21世紀のまちづくりを、今こそ市議会が良識を示して推進すべきである。

反対討論(要旨)

板倉真也(日本共産党)

長引く不況下、暮らしを応援することが求められている。しかし大型開発に本格的に突き進むものとなっているだけでなく、他の自治体に手本を示すほどのごみ減量・資源化率向上をすすめている市民に対しては、家庭ごみ有料化を求める予算になっている。120億円で買った市役所建設予定地を43億円で手放し、通常の建設費の2倍もの市役所を駅前計画し、リース庁舎をさらにすすめる無駄遣いの開発予算には反対する。

賛成討論(要旨)

西岡真一郎(改革連合)

武蔵小金井駅南口再開発を推進する32億5千万円の予算は重要。市民の悲願である街づくりは膨大な時間を費やした。市民意志、86%の地権者合意、国・都等の関係機関の支援体制がありながら進まないのは、民意と議会構成に乖離があるから。この事業は環境配慮モデル事業であり、適正な財政負担。税収増も見込める。また市民・議会要望や行政財政改革への取組も予算化されている。大局的見地から可決すべきである。

反対討論(要旨)

青木ひかる(市民の党)

第一に、武蔵小金井駅南口再開発事業の分担金・負担金が32億5千万円計上されている。トータルで小金井市は99億円負担し、そのうち65億円を借入に頼ろうとしているのがこの再開発事業であり、将来に大きなツケを回すことになる。第二に、東小金井駅北口区画整理事業の予算が計上されている。この区画整理は行う必要性がなく、事業を中止し都市計画決定を廃止すべきであると考え、よって反対する。

賛成討論(要旨)

伊藤隆文(自民党小金井)

当市の一般会計予算が昨年度3回も否決で市民生活に大影響。今年度は可決しないと街づくりが不可能になり、地方分権時代に取り残される。南口街づくりに約32億円で、国と都が15億円補助。中央線高架事業には約10億円で都市基盤整備は絶対必要。小中学校の耐震補強は延伸できない。ココバスが南側も走る。乳幼児医療の無料枠拡大やファミリースポーツセンター開設等市民生活を最優先に編成され市民納得の予算で賛成する。

乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

本条例は、子育て支援の充実を図るため、現行の1歳未満の乳幼児を養育している者に係る所得制限の適用除外規定を3歳未満の乳幼児を養育している者に引き上げる改正です。

具体的には、平成17年10月1日から、乳幼児のうち、3歳に達した日の属する月の月末までの者にかかる医療費は、養育している者の所得に関係なく市が助成するものです。審査をした厚生文教委員会では、PRの方法、市独自の経費や予算のあり方等の質疑がありました。

賛成討論(要旨)

鈴木洋子(公明党)

この条例改正は従来の乳幼児医療費の助成の枠を拡大して1歳を3歳に改めるという内容です。今、日本は少子社会に歯止めがかからず、望む人が安心して子どもを生育てられる環境整備が急がれています。子育ての負担の理由は、経済的なこと、仕事と生活のバランスが取れないことなどがあげられています。子育て支援に望むこととして、乳幼児医療費の無料化は高いニーズがあり、今回の条例改正は適切だと評価します。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するため、条例等に基づく申請等に関し、情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするためのものです。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

消費税及び地方消費税相当分の支払に關し和解することについて

消費税及び地方消費税相当分の支払に關し、小金井市施設サービス公社(以下「公社」という。)と和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、提案されたものです。

公社は、市から収入した委託料から栗山公園健康運動センター等の管理委託業務に係る消費税及び地方消費税を納付した上で、残金を市に返還すべきでしたが、納付せずに返納しました。これに係る委託料の追加交付が公社から市に請求されたので、その支払について和解するものです。

環境基金条例

「家庭ごみ有料化」の条例が成立したことに伴い、ごみ処理施設の整備、新たなごみ減量施策及び環境保全事業の充実に必要な基金を積み立てることを目的として、環境基金を設置するため、平成17年8月1日施行の予定で市長から提案がされました。

環境基金に積み立てる資金は、家庭ごみ有料化における廃棄物処理手数料収入の一部を充てることとし、その額は毎年度の一般会計歳入歳出予算で定めることとなっています。

委員会は、昨年の12月定例会で可決した環境基金に関する決議についての質疑や、既に制定されている緑化基金条例との整合性、積立方法、手数料収入関係の予算提案の時期、基金設置の考え方、新たなごみ減量施策の見直し等の質疑があり、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

本会議では、環境基金条例の設置目的を新たなごみ減量施策のみに必要な資金を積み立てるといふ修正案が3名の議員から提出されました。この修正案は、採決の結果、賛成少数により否決し、続いて市長提出の原案について採決を行い、賛成多数により原案のとおり可決しました。